

毒物及び劇物取締法に基づく登録等に係る標準処理期間に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく登録等の事務に関し、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第6条及び豊橋市行政手続条例（平成9年豊橋市条例第1号。以下「条例」という。）第6条に規定する申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(標準処理期間等)

第2条 標準処理期間は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する標準処理期間の算定については、申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日）とする。

3 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。

(1) 豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日の日数

(2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数

(3) 申請書の不備等の理由により補正するために必要とする日数（申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）

(4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数

(5) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数

(標準処理期間を公にする方法)

第3条 法第6条及び条例第6条に規定するその他の適切な方法は、本市ウェブサイトへの掲載その他市長等が適当と認める方法により公にするものとする。

(適用除外)

第4条 申請に対する処分に異例な事務を必要とするものであって、市長等が第2条の標準処理期間の範囲内で処理することができないと認める場合は、当該標準処理期間を超えて処理することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間、別表中「条例第4条第3項」とあるのは「条例第4条第4項」と読み替えるものとする。

別表（第2条関係）

事務の名称	関係する法令の条項等	標準処理期間
毒物又は劇物の販売業の登録	法第4条第1項 令第33条	14日
毒物又は劇物の販売業の登録更新	法第4条第3項 令第33条	14日
登録票書換え交付	令第35条	7日
登録票再交付	令第36条	7日

備考 この表において、「法」とは毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）を、「令」とは毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）をいう。